

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 東京都
（氏名） A

上記被審人に対する令和6年度（判）第20号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官日浅さやか、審判官城處琢也、同横井真由美から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金362万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和7年2月20日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第17号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和6年12月19日

金融庁長官 井藤 英樹

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第17号に該当

被審人は、フードサービス企業向けの情報処理システムの開発、販売及び賃借等を目的とし、その発行する株式が株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)グロース市場に上場されている株式会社アルファクス・フード・システム(以下「アルファクス」という。)との間で、その発行する株式に係る総数引受契約の締結の交渉をしていた者であるが、同契約の締結の交渉に関し、アルファクスの業務執行を決定する機関がその発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をした旨の重要事実を、令和4年11月2日に知りながら、同重要事実の公表がされた令和5年6月30日より前の同年2月17日、知人のB及びCに対し、同重要事実の公表がされる前にアルファクス株式の買付けをさせることにより同人らに利益を得させる目的をもって、同株式の買付けをすることを勧めたものであり、これにより買付けを勧められた

ア Bが、法定の除外事由がないのに、前記重要事実の公表がされた同年6月30日より前の同年2月20日から同年6月27日までの間、D証券株式会社(以下「D証券」という。)を介し、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の東京証券取引所が開設する金融商品市場等において、アルファクス株式合計1万8500株を買付価額合計1008万6990円で買い付け

イ Cが、法定の除外事由がないのに、前記重要事実の公表がされた同年6月30日より前の同年2月20日から同月24日までの間、D証券を介し、東京証券取引所が開設する金融商品市場において、アルファクス株式合計3100株を買付価額合計101万3700円で買い付けたものである。

2 法令の適用

法第175条の2第1項第3号、第3号第2号、第167条の2第1項、第166条第1項第4号、第2項第1号イ、第176条第2項

3 課徴金の計算の基礎

上記1に掲げる事実につき

(1) 法第175条の2第1項第3号の規定により、当該違反行為により当該情報受領者等が行った当該買付けによって得た利得相当額に2分の1を乗じて得た額。

利得相当額とは、同条第3項第2号の規定により、情報受領者等が特定有価証券等の買付けをした場合、当該特定有価証券等の買付けについて、業務等に関する重要事実の公表がされた後2週間における最も高い価格850円に当該特定有

価証券等の買付けの数量を乗じて得た額から、当該特定有価証券等の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

[{850 円 × (18,500 株 + 3,100 株)}

− {(321 円 × 1,000 株 + 327 円 × 600 株 + 328 円 × 300 株 + 329 円 × 100 株
+ 331 円 × 1,000 株 + 332.9 円 × 100 株 + 333 円 × 900 株 + 378 円 × 1,000 株
+ 447 円 × 1,000 株 + 568 円 × 1,000 株 + 587 円 × 1,000 株 + 592 円 × 1,000 株
+ 616 円 × 1,000 株 + 622 円 × 2,000 株 + 630 円 × 1,000 株 + 646 円 × 1,000 株
+ 667 円 × 1,000 株 + 680 円 × 2,000 株 + 693 円 × 1,500 株)
+ (324 円 × 200 株 + 325 円 × 1,300 株 + 326 円 × 1,000 株 + 334 円 × 600 株)}]

× 1/2

= 3,629,655 円

(2) 法第 176 条第 2 項の規定により、上記(1)で計算した額の 1 万円未満の端数を切り捨てて、3,620,000 円となる。